

# 千葉県消費者学生宣言

平成 29 年 12 月 2 日

「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」

リーダー研修会及びグループ学習会 参加者一同

私たちは、千葉県「平成 29 年度消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業委託業務」（「大学生の大学生による大学生のための主体的・対話的な消費者教育の促進」）のリーダー研修会及びグループ学習会（計 4 回）に参加しました。

研修会等を通じて、弁護士、消費生活相談員、学識経験者等の方々から、社会へ羽ばたく前に大学生として学ぶべき消費生活に関する知識を得ました。また、大学生の視点で消費者問題について話し合い、一消費者として主体的に考え、率先して行動する重要性を改めて実感しました。さらに、県内の消費者行政に日頃から関心を持ち、積極的に消費者の声を届ける姿勢や学内外での学生間ネットワーク構築に向けての基礎を身につけることができました。

こうした学びを踏まえて、県内の学生一人ひとりが、消費者としての自覚を持ち、消費者被害の未然防止や事後的解決の知識を得るとともに、消費者市民社会の一員としての責任を認識することを願って、下記の通り、「千葉県消費者学生宣言」を掲げ、県内すべての大学生へ広く呼びかけます。

1. 私たち学生は、自立した賢い消費者を目指して、生涯にわたって学び続けます。
2. 私たち学生は、「日頃の買い物やサービスを受けることは『契約』である」という法的な意識を持って、日常生活を見つめ直し、未然に消費者トラブルを回避することに努めます。
3. 私たち学生は、消費者トラブルに遭遇あるいは遭遇するおそれがある場合は、速やかに最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口へ相談することを誓います。
4. 私たち学生は、千葉県内すべての大学等の高等教育機関に対して、「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 61 号）や「千葉県消費者教育推進計画」（平成 29 年 4 月）に基づき、消費者教育の新たな学習機会の提供と多様な連携による消費者教育の充実を求めます。
5. 私たち学生は、千葉県に対して、大学等の高等教育機関による消費者教育をさらに加速させるために実効性のある具体的な施策の展開を要望します。
6. 私たち学生は、持続可能な消費を念頭にし、消費者市民社会の実現に向け、日頃の消費生活を見直し、積極的に行動します。

以 上